

○小平市児童育成手当条例

昭和44年

条例第19号

改正 昭和46年条例第6号

昭和49年条例第11号

昭和50年条例第12号

昭和51年条例第9号

昭和52年条例第7号

昭和53年条例第4号

昭和54年条例第5号

昭和55年条例第7号

昭和56年条例第13号

昭和57年条例第16号

昭和58年条例第7号

昭和59年条例第9号

昭和60年条例第5号

昭和61年条例第12号

昭和62年条例第6号

昭和63年条例第9号

平成元年条例第7号

平成2年条例第9号

平成3年条例第11号

平成4年条例第15号

平成5年条例第8号

平成6年条例第14号

平成7年条例第7号

平成8年条例第9号

平成10年条例第6号

平成11年条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、児童について児童育成手当（以下「手当」という。）を支給すること

により、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(趣旨)

第2条 手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保護者 児童若しくは障害者を扶養（監護し、かつその生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する父若しくは母又は父母に扶養されない児童若しくは障害者を扶養する者をいう。

(2) 18歳に達した日の属する年度の末日 18歳に達した日以後における最初の3月31日をいう。

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

(支給要件)

第4条 手当は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給要件児童」という。）の保護者であつて、小平市の区域内に住所を有するものに支給する。

(1) 父若しくは母が死亡し、若しくは規則で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童

(2) 20歳未満の者であつて、別表に定める程度の障害を有する者

2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) 支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 支給要件児童（前項第1号に該当する支給要件児童に限る。）が父及び母と生計を

同じくしているとき又は父及び当該父の配偶者若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき(当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が前項第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。)

(種類及び額)

第5条 手当は、月を単位として支給するものとし、その種類及び種類ごとの額は、支給要件児童の区分に応じて、次表のとおりとする。

支給要件児童の区分	種類	支給要件児童1人当たり月額
前条第1項第1号に該当する児童	育成手当	13,500円
前条第1項第2号に該当する者	障害手当	15,500円

2 保護者が、育成手当及び障害手当の支給対象に該当するときは、各手当の支給額を合算した額を支給する。

(受給資格の認定)

第6条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格及び手当の額について認定を受けなければならない。

(支給期間及び支払期月)

第7条 手当は、前条に基づく受給資格の認定を申請した日の属する月の翌月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。

(1) 支給要件児童について、東京都の区域内の他の特別区又は市町村においてこの条例に基づく手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月の初日から15日以内に当該支給要件児童に係る受給資格の認定の申請があつたとき 当該同種の手当が支給された最後の月の翌月

(2) 災害その他やむを得ない事由により受給資格の認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき 当該事由により受給資格の認定の申請をすることができなくなつた日の属する月の翌月

3 手当は、毎年2月、6月及び10月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(手当額の改定)

第8条 手当の支給を受けている者につき、手当の増額を必要とする事由が生じた場合にお

ける手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

2 手当の支給を受けている者につき、手当の減額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その事実の発生した日の属する月の翌月から行う。

3 前条第2項第2号の規定は、第1項の規定に基づく増額の改定について準用する。

(未支払の手当)

第9条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その者が扶養していた支給要件児童であつた者にその未支払の手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第10条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(手当の返還)

第11条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出義務)

第12条 手当の支給を受けている者は、規則の定めるところにより、市長に対し、規則で定める事項を届け出、かつ、規則で定める書類その他を提出しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和44年12月18日・昭和44年条例第19号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年12月1日から適用する。

2 昭和45年2月28日までに認定を申請した者については、昭和44年12月1日に第4条の規定に該当する者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた者にあつてはその該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。

3 東京都交通遺児手当条例(昭和44年東京都条例第29号)に基づく手当の受給者については、第6条第1項第3号及び同条第2項第2号の手当は、同条例に基づく手当の受給期間中支給しない。

附 則（昭和46年9月21日・昭和46年条例第6号）

- 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は、昭和47年4月1日から、附則第4項の規定は公布の日から施行する。
- 2 第7条第3項の規定にかかわらず、昭和47年6月に支給する手当は、同年3月分、4月分及び5月分とする。
- 3 この条例による改正前小平市児童手当条例（昭和44年条例第19号）第5条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であつて、第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けることができるものは、同条の規定により受給資格の認定を受けたものとみなす。（以下「みなす受給資格者」という。）
- 4 昭和47年1月1日において手当の支給要件に該当すべき者またはみなす受給資格者となるべき者であつて、この条例の施行によつて手当額の増額の改定を要すべき者は、同日前においても当該手当について、第6条の規定に基づく受給資格の認定または手当額改定の認定の申請をすることができる。
- 5 前項の規定に基づいて行なわれた申請は、昭和46年12月中に行なわれた申請とみなす。
- 6 昭和47年1月1日において、現に手当の支給要件に該当している者若しくはみなす受給資格者であつて、この条例の施行によつて手当額の増額改定を必要とする事由に該当している者または、同日後同年2月29日までの間に、手当の支給要件に該当するに至つた者若しくはみなす受給資格者であつて、この条例の施行によつて手当額の増額改定を必要とする事由に該当するに至つた者が、同年3月31日までの間に第6条の規定に基づく受給資格の認定または手当額改定の認定の申請をしたときは、その者に対する手当（増額改定にかかるものにあつては当該増額分）の支給は、第7条第1項または第8条第1項の規定にかかわらず、同年1月またはその者が手当の支給要件に該当するに至つた日若しくは手当額の増額改定を必要とする事由に該当するに至つた日の属する月の翌月から支給する。

附 則（昭和49年9月13日・昭和49年条例第11号）

- 1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 昭和49年9月以前の月分として支給すべきこの条例による改正前の小平市児童手当条例（昭和44年条例第19号。以下「旧条例」という。）の規定による児童手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者（前項の規定により、この条例施行の日以後において、旧条例に基づく受給資格の認定を受けることとなつた者を含む。）

であつて、この条例による改正後の小平市児童育成手当条例（以下「新条例」という。）による手当の支給を受けることができるものは、新条例による受給資格及び手当の額の認定を受けたものとみなす。

- 4 昭和49年9月中にした旧条例第6条の規定による認定の申請は、新条例第6条の規定に基づく認定の申請とみなす。

附 則（昭和50年9月23日・昭和50年条例第12号）

- 1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。
- 2 昭和50年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年9月11日・昭和51年条例第9号）

- 1 この条例は、昭和51年10月1日から施行する。
- 2 昭和51年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年9月12日・昭和52年条例第7号）

- 1 この条例は、昭和52年10月1日から施行する。
- 2 昭和52年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年6月23日・昭和53年条例第4号）

- 1 この条例は、昭和53年6月1日から施行する。ただし、第5条の表の改正規定は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 昭和53年5月以前の月分の児童育成手当の支給の制限及び同年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年9月28日・昭和54年条例第5号）

- 1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 昭和54年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年9月26日・昭和55年条例第7号）

- 1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。
- 2 昭和55年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年9月30日・昭和56年条例第13号）

- 1 この条例は、昭和56年10月1日から施行する。
- 2 昭和56年9月以前の月分の児童育成手当の額は、なお従前の例による。

附 則（昭和57年9月13日・昭和57年条例第16号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の表の改正規定中支給要件児童1人当たり月額欄に係る部分は、昭和57年10月1日から施行する。

- 2 昭和57年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の小平市児童育成手当条例に基づく特別手当の受給資格を有した者に対する同手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 小平市児童育成手当条例の一部を改正する条例（昭和46年条例第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和58年9月13日・昭和58年条例第7号）

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。
- 2 昭和58年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年9月17日・昭和59年条例第9号）

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 昭和59年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年9月6日・昭和60年条例第5号）

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 昭和60年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年9月4日・昭和61年条例第12号）

- 1 この条例は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 昭和61年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年9月10日・昭和62年条例第6号）

- 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 昭和62年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年9月8日・昭和63年条例第9号）

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 昭和63年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年9月8日・平成元年条例第7号）

- 1 この条例は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 平成元年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成2年9月14日・平成2年条例第9号）

- 1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 平成2年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月27日・平成3年条例第11号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成4年5月13日・平成4年条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 平成4年4月1日から平成6年3月31日までの間は、この条例による改正後の小平市児童育成手当条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第1号中「18歳に達した日の属する年度の末日以前」とあるのは、「昭和51年4月2日以後に生まれた児童及び義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいう。ただし、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。）」と読み替えるものとする。
- 3 この条例による改正前の小平市児童育成手当条例第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であって、新条例による手当の支給を受けることができるものは、新条例による受給資格及び手当の額の認定を受けたものとみなす。
- 4 新条例第7条第1項又は第8条第1項の規定にかかわらず、義務教育を終了した児童で昭和51年4月2日以後に生まれたものを新条例第4条第1項第1号の支給要件児童として、公布の日から平成4年8月31日までの間に、新たな受給資格及び手当額の認定の申請をした者に対する育成手当の支給は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める月から行う。
 - (1) 平成4年4月1日において新条例第4条の規定によって育成手当の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。） 平成4年4月
 - (2) 平成4年4月2日から同年7月31日までの間に受給資格者となった者 受給該当者となった日の属する月の翌月

- 5 平成4年3月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成5年5月12日・平成5年条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 平成5年3月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月31日・平成6年条例第14号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月10日・平成7年条例第7号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第4条第2項の規定は、平成7年6月以降の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月31日・平成8年条例第9号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月以前の月分の児童育成手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月27日・平成10年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小平市児童育成手当条例第3条第2項及び第4条第2項の規定は、平成10年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月1日・平成11年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、別表の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

- 1 知的障害児であつて、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの
- 2 身体障害者であつて、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上であるもの
- 3 脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症を有する者

○小平市児童育成手当条例施行規則

昭和46年

規則第14号

改正 昭和49年規則第6号

昭和53年規則第5号

昭和54年規則第3号

昭和55年規則第7号

昭和56年規則第18号

昭和57年規則第5号

昭和57年規則第9号

昭和58年規則第3号

昭和59年規則第6号

昭和60年規則第3号

昭和61年規則第4号

昭和62年規則第12号

昭和63年規則第3号

平成元年規則第3号

平成元年規則第26号

平成2年規則第2号

平成3年規則第32号

平成4年規則第19号

平成4年規則第23号

平成5年規則第17号

平成6年規則第19号

平成7年規則第16号

平成7年規則第21号

平成8年規則第18号

平成9年規則第21号

平成10年規則第25号

平成10年規則第33号

平成11年規則第10号

平成11年規則第36号
平成12年規則第36号
平成13年規則第21号
平成14年規則第28号
平成14年規則第30号
平成15年規則第24号
平成17年規則第46号
平成18年規則第30号
平成19年規則第38号
平成24年規則第8号
平成24年規則第21号
平成24年規則第29号
平成24年規則第33号
平成25年規則第19号
平成25年規則第41号
平成27年規則第72号
平成28年規則第11号

(障害の状態)

第1条 小平市児童育成手当条例（昭和44年条例第19号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

（父母が婚姻を解消したと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童）

第2条 条例第4条第1項第1号に規定する「これと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、18歳に達した日の属する年度の末日以前のものをいう。

- (1) 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）若しくは母の生死が明らかでないか又は父若しくは母が引き続いて1年以上遺棄している児童
- (2) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受け、又は母が同項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を

受けた児童

- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童
- (5) その他市長が前各号のいずれかに準ずると認めた児童

（所得の額）

第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは360万4,000円とし、扶養親族等又は児童の数が1人のときは398万4,000円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族（以下「老人扶養親族等」という。）である場合にあっては408万4,000円、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。この条において同じ。）である場合にあっては423万4,000円）とし、扶養親族等又は児童の数が2人以上のときは398万4,000円に当該扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算して得た額（同法に規定する老人扶養親族等があるときは当該老人扶養親族等1人につき10万円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象親族があるときは当該特定扶養親族又は控除対象親族1人につき25万円をその額に加算して得た額）とする。

（所得の範囲）

第4条 条例第4条第2項第1号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（所得の額の計算方法）

第5条 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した

額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除 その控除の対象となつた障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 その控除の対象となつた寡婦又は寡夫につき27万円（当該寡婦が同法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

(4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 その控除の対象となつた勤労学生1人につき27万円

（施設）

第6条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（保護者と共に入所する施設及び通所により利用する施設を除く。）とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設

(3) 前2号に掲げるもののほか、監護又は授護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設

（受給資格の認定の申請）

第7条 条例第6条の規定による受給資格及び手当額についての認定の申請は、児童育成手当認定申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 児童育成手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する条例第4条第1項に規定する支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）が小平市の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の

住民票の写し

- (2) 受給資格者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給資格者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類及び当該支給要件児童(条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童に限る。)の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
- (4) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、当該受給資格者及び当該支給要件児童の戸籍の謄本又は抄本
- (5) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父又は母が別表に定める程度の障害の状態にあることによつて申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
- (6) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父母が事実上の婚姻関係を解消したこと及び当該支給要件児童が第2条各号のいずれかに該当することによつて申請する場合には、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類
- (7) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例別表に定める程度の障害の状態にあることによつて申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
- (8) 受給資格者が、その年(1月から5月までの月分の手当については、前年とする。)の1月1日において、小平市の区域内に住所を有しなかつたときは、当該受給資格者の前年(1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。)の次の事項についての当該区市町村長の証明書
 - ア 所得の額
 - イ 条例第4条第2項に規定する扶養親族等の有無及び数
 - ウ 第3条に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数
- (9) 受給資格者が、前年(1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。)の12月31日において、所得税法に規定する扶養親族でない児童の生計を維持したときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類
(認定及び却下の通知)

第8条 市長は、条例第6条の規定に基づき、受給資格及び手当額の認定をしたときは、児童育成手当認定通知書(別記様式第2号)により、当該受給資格者に通知する。

2 市長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めたときは、児

児童育成手当認定申請却下通知書(別記様式第3号)により、当該申請をした者に通知する。

(支払期月の特例)

第9条 条例第7条第3項ただし書に規定する「特別な事情」とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき
- (2) 支払期月が経過した後において支払うとき
- (3) 前各号に規定するもののほか、災害、疾病その他で市長が特に必要と認める事由があるとき

(手当額の改定)

第10条 条例第8条第1項に規定する手当額の改定の申請は、児童育成手当額改定申請書(別記様式第4号)に、新たな支給要件児童に係る次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 新たな支給要件児童が小平市の区域内に住所を有しないときは、当該新たな支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 新たな支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、戸籍の抄本
- (3) 第7条第2号、第3号又は第7号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類
- (4) 第7条第5号又は第6号に該当する場合であつて、新たな支給要件児童の父又は母とその他の支給要件児童の父又は母が同じでないとき(当該新たな支給要件児童が第2条第4号に該当する場合は、同じであるときを含む。)には、それぞれ当該各号に掲げる書類

2 市長は、手当額の改定の認定をしたときは、児童育成手当額改定通知書(別記様式第5号)により、当該申請をした者に通知する。

3 市長は、手当額の改定の申請があつた場合において、改定すべき事由がないと認めるときは、児童育成手当額改定申請却下通知書(別記様式第6号)により当該申請をした者に通知する。

(支払の停止)

第11条 市長は、手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)が第13条、第14条又は第15条に規定する届出を怠つたことにより、当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、

手当を支払わないことができる。

(手当の返還請求)

第12条 市長は、条例第11条の規定による手当の返還、又は第16条の規定による受給資格の消滅若しくは手当額の減額をした者に対して支払うべきでない手当を支払った場合における当該手当の返還の請求は、児童育成手当返還請求書（別記様式第7号）により行うものとする。

(現況の届出)

第13条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、児童育成手当現況届（別記様式第7号の2）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の扶養する支給要件児童が小平市の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (4) 受給者が第2条第1号、第3号及び第5号のいずれかに該当する児童を扶養しているときは、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類
- (5) 第7条第8号又は第9号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(受給事由消滅等の届出)

第14条 受給者は、小平市の区域内に住所を有しなくなつたときその他手当の支給を受けべき事由が消滅したときは、速やかに児童育成手当受給事由消滅届（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、支給要件児童の数が減少したときその他手当額を減額されるべき事由が生じたときは、速やかに児童育成手当額改定届（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(氏名変更等の届出)

第15条 受給者は、氏名を変更したとき、又は受給者の扶養する支給要件児童のうちに氏名を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等氏名変更届（別記様式第10号）に当該氏名を変更した者の戸籍の抄本を添えて、市長に提出しなければならない。

2 受給者は、小平市の区域内において住所を変更したときは、速やかに児童育成手当受給

者等住所変更届（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで支給要件児童を扶養することとなる場合には、第7条第2項に掲げる書類を添えなければならない。

- 3 受給者は、その扶養する支給要件児童のうちに住所を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで当該支給要件児童を扶養することとなる場合には、第7条第2項に掲げる書類を、変更後の住所が小平市の区域外となる場合には、当該支給要件児童の属することとなった世帯の全員の住民票の写しをそれぞれ添えなければならない。

（受給資格消滅等の通知）

第16条 市長は、受給者が条例第4条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、児童育成手当受給資格消滅通知書（別記様式第12号）により当該受給者であつた者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合には、この限りでない。

- 2 市長は、受給者に手当額の減額をすべき事由が生じたときは、児童育成手当額改定通知書により、当該受給者に通知する。

（未支払の手当の請求）

第17条 条例第9条に規定する未支払の児童育成手当を受けようとする者は、未支払児童育成手当請求書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（添付書類の省略）

第18条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 2 この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類について、1通又は2通以上の書類を添えることにより関係事項のすべてを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を添えることをもつて足りるものとする。

（台帳）

第19条 市長は、児童育成手当受給者台帳（別記様式第14号）を備え、第8条第1項の規定に基づいて、児童育成手当認定通知書を送付した者をこれに登載する。

附 則（昭和46年11月15日・昭和46年規則第14号）

この規則は、昭和47年1月1日から施行する。

ただし、条例附則第4項の規定に基づいてなされる手続きに関しては、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年11月21日・昭和49年規則第6号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際、現にあるこの規則による改正前の小平市児童手当条例施行規則（昭和46年規則第14号）による様式については当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（昭和53年6月23日・昭和53年規則第5号）

この規則は、昭和53年6月1日から施行する。

ただし、第4条に係る改正規定は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和54年5月28日・昭和54年規則第3号）

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年6月5日・昭和55年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年6月1日から適用する。

附 則（昭和56年8月12日・昭和56年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は昭和56年6月1日から適用する。

附 則（昭和57年7月20日・昭和57年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年6月1日から適用する。

附 則（昭和57年9月13日・昭和57年規則第9号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（昭和58年6月1日・昭和58年規則第3号）

この規則は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月1日・昭和59年規則第6号）

この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年6月1日・昭和60年規則第3号）

この規則は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則（昭和61年5月30日・昭和61年規則第4号）

この規則は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則（昭和62年5月19日・昭和62年規則第12号）

この規則は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則（昭和63年5月31日・昭和63年規則第3号）

この規則は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則（平成元年5月29日・平成元年規則第3号）

この規則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則（平成元年11月29日・平成元年規則第26号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間は改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

附 則（平成2年6月18日・平成2年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成2年6月1日から適用する。

附 則（平成3年12月25日・平成3年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行し、平成3年6月1日から適用する。

附 則（平成4年5月13日・平成4年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成4年6月20日・平成4年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、平成4年6月1日から適用する。

附 則（平成5年6月7日・平成5年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年6月1日から適用する。

附 則（平成6年3月29日・平成6年規則第19号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の小平市児童育成手当条例施行規則第5条の規定は、平成6年6月以後の月分の児童育成手当に係る所得の額の計算方法から適用し、平成6年5月以前の月分の児童育成手当に係る所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成7年6月22日・平成7年規則第16号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の小平市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成6年6月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式用の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成7年6月29日・平成7年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の小平市児童育成手当条例施行規則の規定は、平成7年6月1日から適用する。

附 則（平成8年6月5日・平成8年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成8年6月1日から適用する。

附 則（平成9年5月30日・平成9年規則第21号）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日・平成10年規則第25号）
（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の小平市児童育成手当条例施行規則第2条第1号及び第3号、第3条、第4条、第5条第1項中「第2項」の次に「第1号」を加える部分、第6条から第8条まで、第10条から第15条まで、第16条第1項、第17条、第18条第2項及び第19条の規定並びに別記様式は、平成10年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成10年6月30日・平成10年規則第33号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月5日・平成11年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

ただし、第6条の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月28日・平成11年規則第36号）
（施行期日）

1 この規則は、平成11年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成12年5月31日・平成12年規則第36号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成13年5月30日・平成13年規則第21号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年5月22日・平成14年規則第28号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年 5 月 30 日・平成14年規則第30号）

この規則は、平成14年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 6 月 3 日・平成15年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月 31 日・平成17年規則第46号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 5 月 30 日・平成18年規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条及び別記様式第 1 号の改正規定は平成18年 6 月 1 日から、第 6 条の改正規定は同年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の小平市児童育成手当条例施行規則第 5 条第 2 項の規定は、平成18年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年 5 月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月 30 日・平成19年規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の小平市児童育成手当条例施行規則第 5 条第 1 項の規定は、平成19年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給から適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月 30 日・平成24年規則第 8 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 5 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 5 月 31 日・平成24年規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 3 条の規定は、平成24年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給から適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 7 月 6 日・平成24年規則第29号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式第1号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成24年8月22日・平成24年規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式第1号及び別記様式第4号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成25年3月29日・平成25年規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日・平成25年規則第41号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日・平成27年規則第72号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式第1号及び別記様式第4号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年3月25日・平成28年規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第1条関係)

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの（測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。）
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの

- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に、すわっていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病がなおらないで、身体の機能または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、市長が定めるもの

別記様式第1号 (第7条関係)

児童育成手当 認定申請書

小平市長 殿
児童育成手当の受給の認定を申請します。

年 月 日

所得状況を公簿等により小平市長が確認することに同意します。

申請者	フリガナ	性別	男・女	生年月日	年 月 日
	氏名	個人番号			
	住所	小平市			
	勤務先名	電話番号 ()			
家族欄 (申請者を除く)	配偶者の有無	有・無	転入	年 月 日	
	氏名	(上段) 生年月日 (下段) 個人番号	続柄	同居・別居	障害
		・		同・別	有・無
		・		同・別	有・無
		・		同・別	有・無
		・		同・別	有・無
振込金融機関	銀行 信用金庫 農協 (店番) 店				
	口座番号	善	フリガナ	氏名	

※申請者と同じ名義の口座をお願いします。

第 号

- 口座振替依頼書
- 戸籍謄本 (親・子) 年度)
- 所得証明書 (年度)
- 手帳のコピー

※大枠内を記入してください。

所得額等の計算 (年度)	所得金額		控除額	
	総所得	控除額	控除額	所得金額
長期短期譲渡所得			雑・医・小規模	
合計所得 A			扶養 善	
扶養親族の数 (うち特定扶養 (うち老人扶養) 親族等でない児童)	A		障害 特	
計			配偶者特別	
限度額			一律控除 B	
			A - B	
受給者	国籍	日本・その他	同居及び扶養	同居・別居・父母に扶養されない児童
対象児童	所得制限	課税台帳・他市所得証明・1/1海外	手当種別	育成手当・障害手当
	イ 離婚	戸籍・事実婚解消		
	ロ 死亡	戸籍		
	ハ 障害	戸籍・診断書		
	ニ その他	戸籍		
	氏名	手帳・診断書	番号	等級・度
		種類・勤種・勤続		
		種類・勤種・勤続		
	児童数	一人当りの月額	支給月額	
育成手当	A	円		
障害手当	A	円		
支給開始年月		年 月		

別記様式第2号（第8条関係）

（表）

_____様	第 年	月	号 日
小平市長		印	
児童育成手当認定通知書			
年 月 日付けで申請のあった児童育成手当については、下記のとおり認定したので、通知します。			
なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおり審査請求又は取消しの訴えをすることができます。			
記			
受給者氏名		認定番号	第 号
受給者住所			
支給月額	円	支給開始年月	年 月分から
内 訳	支給対象児童氏名	手 当 種 別	支 給 月 額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
備 考			

(裏)

[審査請求又は取消しの訴えについて]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で小平市長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第3号（第8条関係）

（表）

第 年 月 日 号	
様	
小平市長 印	
児童育成手当認定申請却下通知書	
年 月 日付けで申請のあつた児童育成手当の認定については、下記のとおり却下したので通知します。	
なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおり審査請求又は取消しの訴えをすることができます。	
記	
氏 名	
住 所	
却下した理由	

(裏)

[審査請求又は取消しの訴えについて]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で小平市長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

児童育成手当 額改定申請書 (増額用)

小平市長殿

下記のとおり、児童育成手当の額の改定を申請します。

		年 月 日
受給者	フリガナ	認定番号
	氏名	第 号
		生年月日
住所	小平市	個人番号
		電話番号 ()
増額理由	ア 新たに児童を扶養することになった イ <input type="checkbox"/> 育成手当、 <input type="checkbox"/> 障害手当に該当するようになった ウ その他 ()	
事由発生日	年 月 日	
新たに 対象と なる 児童	氏名	年 月 日
	生年月日	年 月 日
	個人番号	年 月 日
	受給者との続柄	年 月 日
	受給者との同居・別居の別	同居・別居
	監護又は養育を始めた年月日	同居・別居
	障害の状態	年 月 日
	父・母の状況	年 月 日
	父の氏名・生年月日	(年 月 日) (年 月 日)
	母の氏名・生年月日	(年 月 日) (年 月 日)
備考		<input type="checkbox"/> 住民票公簿確認 改定年月 年 月 改定前月額 改定後月額 円 円

別記様式第5号（第10条、第16条関係）

（表）

<p>_____様</p> <p style="text-align: right;">小平市長</p> <p style="text-align: center;">児童育成手当額改定（ ）通知書</p> <p>下記のとおり、児童育成手当の額を改定したので通知します。 なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおり審査請求又は取消しの訴えをすることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">印</p>		
受給者氏名		認定番号	第 号
受給者住所			
支給月額	円	改定年月	年 月分から
内 訳	支給対象児童氏名	手 当 種 別	支 給 月 額
			円
			円
			円
			円
			円
備考			

(裏)

[審査請求又は取消しの訴えについて]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で小平市長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第6号（第10条関係）

（表）

第 年 月 日 号	
様	
小平市長 印	
児童育成手当額改定申請却下通知書	
年 月 日付けで申請のあつた児童育成手当の額の改定については、下記の理由により却下したので通知します。	
なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおりに審査請求又は取消しの訴えをすることができます。	
記	
氏 名	
住 所	
却下した理由	

(裏)

[審査請求又は取消しの訴えについて]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で小平市長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第7号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

小平市長



児童育成手当返還請求書

あなたに支給した児童育成手当について、過払金がありますので、下記により返還してください。

記

氏 名		認 定 番 号	第 号
住 所			
請求(過払)金額		発 生 年 月 日	年 月 日
	円		
請求(過払)金の内 訳			
過払いの理由			
返 還 方 法			
そ の 他			

別記様式第7号の2(第13条関係)

児 童 育 成 手 当 現 況 届

受 給 者	フリガナ氏名	生年月日		年 月 日		
		男	女	児童との続柄	父・母()	
	住所	TEL ()				
	年1月1日の住所	TEL ()				
支 給 要 件 児 童	フリガナ氏名	生年月日	続 柄	性 別	同居・別居の別	障 害 の 有 無
		・ ・		男・女	同 居 ・ 別 居	有 ・ 無 「 手帳 度・級第 号」
		・ ・		男・女	同 居 ・ 別 居	有 ・ 無 「 手帳 度・級第 号」
		・ ・		男・女	同 居 ・ 別 居	有 ・ 無 「 手帳 度・級第 号」
		・ ・		男・女	同 居 ・ 別 居	有 ・ 無 「 手帳 度・級第 号」
		・ ・		男・女	同 居 ・ 別 居	有 ・ 無 「 手帳 度・級第 号」
		・ ・		男・女	同 居 ・ 別 居	有 ・ 無 「 手帳 度・級第 号」
		・ ・		男・女	同 居 ・ 別 居	有 ・ 無 「 手帳 度・級第 号」
<p>児童育成手当の受給資格の現況を届け出ます。 所得状況調査等の権限を小平市長に委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p>小 平 市 長 殿</p> <p style="text-align: right;">..... (印)</p>						

別記様式第8号(第14条関係)

児童育成手当受給事由消滅届			
受給者	氏名		認定番号 第 号
	住所	(旧住所)	電話 ()
受給資格がなくなった事由	ア 児童を扶養しなくなった。 イ 他の区市町村へ転出した。 ウ 児童が年齢制限を超えた。 エ 児童が死亡した。 オ 児童が父母と生計を同じくするようになった。 カ 児童が父又は母の配偶者と生計を同じくするようになった。 キ 児童が施設に入所した。 ク その他()		
事由発生日	年 月 日		
上記のとおり、児童育成手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。 年 月 日 小平市長 殿 氏名 _____ 印			
※備考			

(注)※の欄は記入する必要はありません。

◎ 記名押印に代えて署名することができます。

別記様式第10号(第15条関係)

児童育成手当受給者等氏名変更届			
受給者	氏名		認定番号 第 号
	住所	電話 ()	
旧 氏 名	新 氏 名	変更年月日	
	フリガナ	. .	
上記のとおり届け出ます。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 年 月 日 小 平 市 長 殿 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 氏 名 _____ (印) </div>			

◎ 記名押印に代えて署名することができます。

別記様式第11号(第15条関係)

児童育成手当受給者等住所変更届				
受給者氏名		認 定 番 号	第	号
新 住 所	電話 ()			
旧 住 所	電話 ()			
変更年月日	年 月 日			
支 給 要 件 児 童	氏 名	旧 住 所	同 居 ・ 別 居 の 別	変 更 年 月 日
		新 住 所		
				. .
				. .
				. .
<p>上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (印)</p> <p>小 平 市 長 殿</p>				

(注) 児童と別居することになる場合は、児童の住民票の写し(他の市区町村に居住する場合のみ)と事実を明らかにすることができる書類を添えてください。

◎ 記名押印に代えて署名することができます。

別記様式第12号（第16条関係）

（表）

第 年 月 日	
様	
小平市長	
印	
児童育成手当受給資格消滅通知書	
<p>あなたの児童育成手当の受給資格が、下記のとおり消滅したので、通知します。 なお、この決定に不服のあるときは、裏面のとおり審査請求又は取消しの訴えをすることができます。</p>	
記	
氏名	
住所	
認定番号	第 号
消滅年月日	年 月 日
消滅事由	

(裏)

[審査請求又は取消しの訴えについて]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で小平市長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として（訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第13号(第17条関係)

未支払児童育成手当請求書

死亡者	氏名		認定番号	第	号
	住所		死亡した日	・	・
請求者である児童	氏名				
	住所	電話 ()			
請求の内容	支給期間	年	月分から 月分まで	請求金額	円
払渡希望金融機関	名称		口座番号		
備考					
<p>児童育成手当未支払額を、上記のとおり請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求者氏名 ㊟</p> <p>小平市長 殿</p>					

別記様式第14号(第19条関係)

申請		平成 年 月 日		児童育成手当受給者台帳				認定番号	第 号			
請求者	氏名	性男・女別		生年月日	大正昭和平成 年 月 日		支給開始年月		平成 年 月			
	住所	電話 ()				見扶・特児	氏名	証書番号	年月日			
		電話 () (変更 . . .)										
配偶者の有無	有・無	転入	年 月 日		※支給手当非該当年月		当 初	変更年月	変更年月	変更年月		
家族欄	氏名	生年月日	続柄	同居・別居	障害		育成・障害	育成・障害	育成・障害	育成・障害		
	同・別	有・無			育成・障害	育成・障害	育成・障害	育成・障害		
	同・別	有・無			育成・障害	育成・障害	育成・障害	育成・障害		
	同・別	有・無			育成・障害	育成・障害	育成・障害	育成・障害		
	同・別	有・無			育成・障害	育成・障害	育成・障害	育成・障害		
	同・別	有・無			育成・障害	育成・障害	育成・障害	育成・障害		
	同・別	有・無			育成・障害	育成・障害	育成・障害	育成・障害		
	同・別	有・無			育成・障害	育成・障害	育成・障害	育成・障害		
勤務先又は職業		電話 ()				障害	氏名	番号	手帳・診断書	等級度	育成種別	イロハニチ
							年月日	事由				
備考						消滅	年月日					
							年月日					

(裏)

年度	支給月額 年月 円	変更 支給月額 年月 円	10月期		2月期		6月期		認定番号	第 号	備考
			支払金額 6・7・8・9	支払 月日 /	支払金額 10・11・12・1	支払 月日 /	支払金額 2・3・4・5	支払 月日 /			
				/		/		/			
				/		/		/			
				/		/		/			
				/		/		/			
				/		/		/			
				/		/		/			
				/		/		/			
				/		/		/			
現	年度	扶養親族等 の数 ()は再掲	所得金額	届出年月日	支 給 対 象 児 童 数	変 更			備考		
						扶養親族等 の数	所得金額	児童数		変更年月日	
況		() 人	円	・ ・	人	() 円	人	・ ・			
		() 人	円	・ ・	人	() 円	人	・ ・			
届		() 人	円	・ ・	人	() 円	人	・ ・			
		() 人	円	・ ・	人	() 円	人	・ ・			

- 別記様式第1号 (第7条関係)
- 別記様式第2号 (第8条関係)
- 別記様式第3号 (第8条関係)
- 別記様式第4号 (第10条関係)
- 別記様式第5号 (第10条、第16条関係)
- 別記様式第6号 (第10条関係)
- 別記様式第7号 (第12条関係)
- 別記様式第7号の2 (第13条関係)
- 別記様式第8号 (第14条関係)
- 別記様式第9号 (第14条関係)
- 別記様式第10号 (第15条関係)
- 別記様式第11号 (第15条関係)
- 別記様式第12号 (第16条関係)
- 別記様式第13号 (第17条関係)
- 別記様式第14号 (第19条関係)